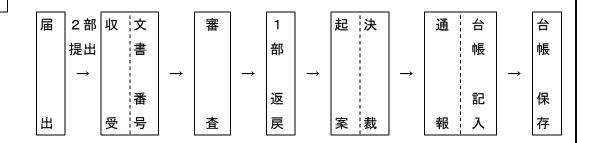
高 圧 ガ ス 製 造 廃 止 届 (冷凍) 根 拠 法 令 法第21条第1項、第3項 冷凍則第29条第2項 適 用 第1種製造者が製造を廃止したとき 第2種製造者が製造の事業を廃止したとき

手 順



必要書類

<留意事項>

- 1 高圧ガス製造廃止届書(冷凍則様式第16)
- 2 高圧ガス製造許可証(第1種製造者) 製造許可証を返納させる。
- 3 高圧ガス製造事業届受理証又は届出書の副本 (第2種製造者)

製造事業届の受理証又は届出の副本を返納させる。

→紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を徴する。

審査

1 廃止年月日を確認する。

<留意事項>

2 廃止の理由が記入してあること。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

通 報

決裁後、廃止した旨を次の者に通報する。

→北海道公安委員会又は各方面公安委員会

台帳記入・保存

<留意事項>

台帳は、廃止年月日を記入後、必ず保存すること。